

市原市墓園施設使用承継届

年 月 日

（あて先）市原市長

住 所 _____

承 継 者 氏 名 _____ 印 _____

電話番号 () _____

海 保
 次のとおり 墓園の承継をしたいのでお届けします。
 能 満

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用場所	墓地	第 区 号 (m ²)	
	納骨堂	第 号	
承継理由	1 使用者死亡（続柄： 氏名： ） 2 その他 ()		
添付書類	住民票の写し 戸籍謄本 その他 ()		

市営墓園を利用するにあたっては、下記の事項について誓約及び同意します。
 これらの内容に違反した場合には、許可の取消し等いかなる処分を受けても異議はありません。

誓約事項

- (1) この承継に関して紛争等が生じた場合は、私の責任において解決するものとし、市に迷惑をかけること。
- (2) 市原市墓園の設置等に関する条例及び同条例施行規則等を遵守し、墓園管理者の指示に従うこと。
- (3) 管理料及び納骨堂使用料は、遅滞なく納付すること。
- (4) 本籍、住所、氏名その他の許可証の記載事項変更の手続き又は承継時の手続きは、速やかに行うこと。
- (5) 墓地及び納骨堂を使用しなくなったときは、市長に届出のうえ、原状に復して返還すること。

同意事項

- (1) 使用者の死亡から2年を経過しても承継者がいないとき、又は使用者が行方不明となって5年を経過したときは、使用権が消滅し、市の原状回復措置が行われること。
- (2) 支払った墳墓使用料、管理料、納骨堂使用料については、返還を求めないこと。
- (3) 管理料及び納骨堂使用料の納付に遅滞が生じた場合には、その債務の回収に必要な範囲で市原市からの私の個人情報の提出の求めに、協力すること。また、当該債務の回収に必要な範囲で、私の個人情報について、保有する市原市の所管部署及び保有する関係諸機関に調査・照会を行い、提供を受けること。
- (4) 管理料の納付に遅滞が生じたときは、遅延損害金が発生すること。
- (5) 管理料の納付に遅滞が生じたときは、強制執行等の法的措置を受けることがあること。

				許可番号	第 号
課長	主幹	係長	係	決裁	年 月 日
				書替年月日	年 月 日
				納骨簿	